

【 要 介 護 1－5 】

相模原市（4級地）

介護保険（訪問介護）のご利用となります。

- (1)基本報酬：利用するサービスごとに定められた額。
- (2)特定事業所加算分（要介護のみ）：特定事業所加算Ⅱを算定しており、10%が上乗せ。
- (3)処遇改善加算分：処遇改善加算Ⅰを算定しており、24.5%が上乗せ。

【 要介護 】

時間	サービス	単位	利用者負担額		
	区分	基本報酬	1割	2割	3割
▼身体介護					
20分未満	身01	163 単位	220 円	475 円	713 円
20分以上30分未満	身1	244 単位	356 円	711 円	1,067 円
30分以上60分未満	身2	387 単位	575 円	1,149 円	1,724 円
60分以上90分未満	身3	567 単位	842 円	1,683 円	2,525 円
+以降30分増すごと	身__	82 単位	122 円	243 円	365 円
▼生活援助					
20分以上45分未満	生2	179 単位	266 円	531 円	797 円
45分以上	生3	220 単位	327 円	653 円	980 円
▼身体介護に引き続き生活援助を行う場合（身体介護の額に以下の額を足す）					
+ 20分以上45分未満	身生1	65 単位	96 円	193 円	289 円
+ 45分以上70分未満	身生2	130 単位	193 円	386 円	579 円
+ 70分以上	身生3	195 単位	289 円	579 円	868 円
▼初回加算：初回訪問時・要支援から要介護変更時・2か月以上サービス提供がなく、再開した場合					
初回加算		200 単位	297 円	594 円	891 円
▼緊急時訪問介護加算：利用者やその家族からの要請を受け、居宅サービス計画にない身体介護を行った場合。 3回目以降は自費負担（1,600円税込み）になります。					
1回あたり（月2回まで）		100 単位	148 円	297 円	445 円
▼口腔連携強化加算					
一回あたり		50 単位	74 円	148 円	223 円
▼生活機能向上連携加算：					
リハビリテーション事業所等と連携し、生活機能向上を目的とした計画に基づく訪問介護を行う場合					
生活機能向上連携加算Ⅱ		200 単位	評価を共同で行った上で作成した計画書に基づき、訪問介護を実施した場合		
生活機能向上連携加算Ⅰ		100 単位	助言に基づいた計画作成をし、訪問介護を実施した場合		
▼割増について：サービスを利用する時間帯により基本報酬が割増されます。 ○ 早朝(6:00～8:00)・夜間(18:00～22:00)：基本報酬に25％上乗せ ○ 深夜(22:00～6:00)：基本報酬に50％上乗せ ○ 2人派遣：基本報酬に100％上乗せ					
▼キャンセル料：2,000円（自費・税込） ご利用予定のサービスをキャンセルされる際は速やかに事業所までご連絡ください。ご連絡なしの場合にはキャンセル料がかかりますのでご注意ください。					
▼交通費・有料駐車場：営業地域内、営業地域外ともに交通費は請求致しません。					
▼通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費は実費相当を請求致します。					
〈 利用者負担額の計算方法 〉					
地域加算：相模原市＝4級地 10.84（基本報酬＋特定事業所加算＋処遇改善加算）×10.84×利用者負担割合＝利用者負担額					
※1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます					